

二 組織再編成

改 正 後	改 正 前
<p>(合併等の際し1株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定)</p> <p>1 - 4 - 2</p> <p>法人が行った株式交換又は株式移転が法第2条第12号の16(適格株式交換)又は第12号の17(適格株式移転)に規定する適格株式交換又は適格株式移転に該当するかどうかを判定する場合についても、同様とする。</p> <p>(注) 当該1株未満の株式は、<u>令第4条の2第4項第5号(適格合併の要件)</u>、<u>第17項第5号(適格株式交換の要件)</u>及び<u>第21項第5号(適格株式移転の要件)</u>に規定する議決権のないものに該当する。</p> <p>(従業者の範囲)</p> <p>1 - 4 - 4<u>令第4条の2第4項第3号</u>..... <u>令第4条の2第8項第4号</u>.....<u>令第4条の2第12項第4号</u>.....<u>令第4条の2第17項第3号</u>.....<u>令第4条の2第21項第3号</u>.....<u>同条第8項第1号</u>.....<u>同条第12項第1号</u>..... <u>同条第4項第2号</u>、<u>第8項第2号</u>、<u>第12項第2号</u>、<u>第17項第2号</u>又は<u>第21項第2号</u>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>(合併等の際し1株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定)</p> <p>1 - 4 - 2</p> <p>法人が行った<u>分割</u>、株式交換又は株式移転が法第2条第12号の11(適格分割)、第12号の16(適格株式交換)又は第12号の17(適格株式移転)に規定する<u>適格分割</u>、<u>適格株式交換</u>又は<u>適格株式移転</u>に該当するかどうかを判定する場合についても、同様とする。</p> <p>(注) 当該1株未満の株式は、<u>令第4条の2第3項第5号(適格合併の要件)</u>、<u>第6項第6号(適格分割の要件)</u>、<u>第15項第5号(適格株式交換の要件)</u>及び<u>第20項第5号(適格株式移転の要件)</u>に規定する議決権のないものに該当する。</p> <p>(従業者の範囲)</p> <p>1 - 4 - 4<u>令第4条の2第3項第3号</u>..... <u>令第4条の2第6項第4号</u>.....<u>令第4条の2第10項第4号</u>.....<u>令第4条の2第15項第3号</u>.....<u>令第4条の2第20項第3号</u>.....<u>令第4条の2第6項第1号</u>.....<u>令第4条の2第10項第1号</u>..... <u>令第4条の2第3項第2号</u>、<u>第6項第2号</u>、<u>第10項第2号</u>、<u>第15項第2号</u>又は<u>第20項第2号</u>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3</p>

(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)

1 - 4 - 6 令第4条の2第4項第2号.....第8項第2号.....
.....第12項第2号.....第17項第2号.....第21項第2号

(注)

(特定役員の範囲)

1 - 4 - 7 令第4条の2第4項第2号.....

(主要な資産及び負債の判定)

1 - 4 - 8令第4条の2第8項第3号.....
.....令第4条の2第12項第3号.....

(従業者が従事することが見込まれる業務)

1 - 4 - 9
令第4条の2第4項第3号.....第8項第4号.....
.....第12項第4号.....

(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)

1 - 4 - 10令第4条の2第8項第4号.....
.....令第4条の2第12項第4号.....

(国内にある事業所に属する資産又は負債の判定)

1 - 4 - 12 令第4条の2第9項.....
.....

(事業規模を比較する場合の売上金額等に準ずるもの)

1 - 4 - 6 令第4条の2第3項第2号.....第6項第2号.....
.....第10項第2号.....第15項第2号.....第20項第2号

(注)

(特定役員の範囲)

1 - 4 - 7 令第4条の2第3項第2号.....

(主要な資産及び負債の判定)

1 - 4 - 8令第4条の2第6項第3号.....
.....令第4条の2第10項第3号.....

(従業者が従事することが見込まれる業務)

1 - 4 - 9
令第4条の2第3項第3号.....第6項第4号.....
.....第10項第4号.....

(出向により分割承継法人等の業務に従事する場合)

1 - 4 - 10令第4条の2第6項第4号.....
.....令第4条の2第10項第4号.....

(国内にある事業所に属する資産又は負債の判定)

1 - 4 - 12 令第4条の2第7項.....
.....

改 正 後	改 正 前
<p>(資産等の移転が設立の時から6月以内に行われなかったことについてのやむを得ない事情)</p> <p>1 - 4 - 13 <u>令第4条の2第13項第3号</u>.....</p> <p>(資産等の移転による譲渡の対価の額)</p> <p>1 - 4 - 14 <u>令第4条の2第13項第4号</u>.....</p>	<p>(資産等の移転が設立の時から6月以内に行われなかったことについてのやむを得ない事情)</p> <p>1 - 4 - 13 <u>令第4条の2第11項第3号</u>.....</p> <p>(資産等の移転による譲渡の対価の額)</p> <p>1 - 4 - 14 <u>令第4条の2第11項第4号</u>.....</p>

三 資本金等の額及び資本等取引

改 正 後	改 正 前
<p>(募集株式の買取引受けに係る株式払込剰余金)</p> <p>1 - 5 - 6その払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額からその募集株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額.....<u>令第14条第1項第4号(株式交付費)</u>に規定する株式交付費.....</p>	<p>(募集株式の買取引受けに係る株式払込剰余金)</p> <p>1 - 5 - 6その払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額のうち資本金として計上しなかった金額.....<u>令第14条第1項第5号(新株発行費)</u>に規定する新株発行費.....</p>

四 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第4款 短期売買商品の譲渡による損益</u></p> <p>(短期売買商品の譲渡による損益の計上時期の特例)</p> <p><u>2 - 1 - 21の2 短期売買商品(法第61条第1項(短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入)に規定する短期売買商品をいう。以下2 -</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

1 - 21の3までにおいて同じ。)の譲渡損益の額(同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額をいう。以下2 - 1 - 21の2において同じ。)は、原則として譲渡に係る契約の成立した日に計上しなければならないのであるが、法人が当該譲渡損益の額(事業年度終了の日において未引渡しとなっている短期売買商品に係る譲渡損益の額を除く。)をその短期売買商品の引渡しのあった日に計上している場合には、これを認める。

④1 短期売買商品の取得についても、原則として取得に係る契約の成立した日に取得したものとしなければならないのであるが、その引渡しのあった日に取得したものとして経理処理をしている場合には、事業年度終了の日において未引渡しとなっている短期売買商品を除き、本文の譲渡の場合と同様に取り扱う。この場合、令第118条の6第1項(短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続)の規定の適用についても同様とする。

2 本文及び④1の取扱いは、譲渡及び取得のいずれについてもこれらの取扱いを適用している場合に限り、継続適用を条件として認めるものとする。

(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品から短期売買商品以外の資産への変更)

2 - 1 - 21の3 法第61条第4項(短期売買商品のみなし譲渡)の「短期売買商品の売買を行う業務の全部を廃止したとき」とは、反復継続して行う短期売買商品の売買を主たる業務として又は従たる業務として営んでいる法人が、その業務を行っている事業所、部署等の撤収、廃止等をし、当該法人が当該業務そのものを行わないこととした場合をいうのであるから、単に、保有する短期売買商品の売却を行わないこととした場合は、これに該当しないことに留意する。

第5款 有価証券の譲渡による損益

(新設)

第4款 有価証券の譲渡による損益

改 正 後	改 正 前
<p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2 - 1 - 22</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>金融商品取引法第37条の4 (契約締結時等の書面の交付) に規定する書面に記載される約定日</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(短期売買業務の廃止に伴う売買目的有価証券から満期保有目的等有価証券又はその他有価証券への区分変更)</p> <p>2 - 1 - 23の2 <u>令第119条の11第1項第1号口 (有価証券の区分変更等によるみなし譲渡)</u><u>同号に掲げる売買目的有価証券</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2 - 1 - 23の3 <u>法第61条の2第20項</u>.....</p> <p style="text-align: center;"><u>第6款</u> 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)</p> <p>2 - 1 - 31</p> <p>.....<u>特定外国子会社等又は第66条の9の6第1項 (特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入) に規定する特定外国法人</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2 - 1 - 22</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>証券取引法第41条 (取引報告書の交付) に規定する取引報告書に表示される約定日</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(短期売買業務の廃止に伴う売買目的有価証券から満期保有目的等有価証券又はその他有価証券への区分変更)</p> <p>2 - 1 - 23の2 <u>令第119条の11 (有価証券の区分変更によるみなし譲渡) の表の第1号中欄の口</u>.....<u>同号上欄に掲げる売買目的有価証券</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(現渡しの方法による決済を行った場合の損益の計上時期)</p> <p>2 - 1 - 23の3 <u>法第61条の2第15項</u>.....</p> <p style="text-align: center;"><u>第5款</u> 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)</p> <p>2 - 1 - 31</p> <p>.....<u>特定外国子会社等</u>.....</p> <p>(注)</p>

第7款 その他の収益等

(有利な状況にある相対買建オプション取引について権利行使を行わなかった場合の取扱い)

2 - 1 - 37
規則第27条の7第1項第1号(デリバティブ取引の範囲等)に掲げる取引のうち金融商品取引法第2条第22項第3号及び第4号(店頭デリバティブ取引)に掲げる取引並びに規則第27条の7第1項第4号及び第5号に掲げる取引並びにこれらの取引に類似する同項第7号に掲げる取引.....

...
 (注)1
 2

第6款 その他の収益等

(有利な状況にある相対買建オプション取引について権利行使を行わなかった場合の取扱い)

2 - 1 - 37
規則第27条の7第1項第8号、第9号及び第16号(デリバティブ取引)に掲げる取引並びにこれらの取引に類似する同項第20号に掲げる取引.....

...
 (注)1
 2

五 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
第3節 <u>有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</u>	第3節 <u>有価証券</u> の譲渡損益、時価評価損益等
(取得条項付株式の取得等に際し1株未満の株式の代金を株主等に交付した場合の取扱い)	(取得条項付株式の取得等に際し1株未満の株式の代金を株主等に交付した場合の取扱い)
2 - 3 - 1 <u>法第61条の2第14項第2号</u>	2 - 3 - 1 <u>法第61条の2第11項第2号</u>
.....
(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)	(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)
2 - 3 - 2 <u>法第61条の2第20項</u>	2 - 3 - 2 <u>法第61条の2第15項</u>
(1)	(1)
(2)	(2)

改 正 後	改 正 前
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(通常要する価額に比して有利な金額)	(通常要する価額に比して有利な金額)
2 - 3 - 7	2 - 3 - 7
.....「 <u>払い込むべき金銭の額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を定める時</u> におけるその有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額」.....「 <u>その取得の時</u> におけるその有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額」.....
(注) 1	(注) 1
2	2
(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)	(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)
2 - 3 - 13	2 - 3 - 13
..... <u>令第119条第1項第25号</u> <u>令第119条第1項第22号</u>
(有価証券の種類)	(有価証券の種類)
2 - 3 - 15	2 - 3 - 15
..... <u>金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで(第17号を除く。)</u> の各号の区分によるもの..... <u>同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するもの</u> <u>証券取引法第2条第1項第1号から第11号まで(第9号を除く。)</u> の各号及び第2項第1号(定義)ごとの区分によるもの..... <u>同条第1項第1号から第6号まで、第7号の3又は第8号の性質を有するもの</u>
..... <u>同項第5号</u> <u>同項第4号</u>
(注)	(注)
..... <u>同項第5号</u> <u>同項第9号</u> <u>同項第4号</u> <u>同項第6号</u>

(棚卸資産の評価方法の選定に係る取扱いの準用)

2 - 3 - 21
..... 5 - 2 - 12..... 一単位当たりの帳簿価額の算出の方法..... 5 - 2 - 13.....

(上場有価証券等の区分及び時価評価金額)

2 - 3 - 29
(1) 令第 119 条の 13 第 1 号に規定する「その売買が主として金融商品取引法第 2 条第 16 項(定義)に規定する金融商品取引所.....の開設する市場において行われている有価証券」であるかどうかは、その有価証券の売買取引が金融商品取引所 (金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下 2 - 3 - 29 において同じ。)の開設する市場において最も活発に行われているかどうかにより判定する。この場合、当該市場において最も活発に行われているかどうか明らかでないものは、原則として、我が国における売買取引の状況により判定するものとするが、その有価証券が金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものの開設する市場において実際に取得されたものであるときは、同号に掲げる有価証券として取り扱って差し支えない。

- (2)
- (3)
- (4)

(その他のデリバティブ取引の範囲)

2 - 3 - 35 規則第 27 条の 7 第 1 項第 7 号.....
(1)

- (2)

(棚卸資産の評価方法の選定に係る取扱いの準用)

2 - 3 - 21
..... 5 - 2 - 18..... 評価の方法..... 5 - 2 - 19.....

(上場有価証券等の区分及び時価評価金額)

2 - 3 - 29
(1) 令第 119 条の 13 第 1 号に規定する「その売買が主として証券取引所.....において行われている有価証券」であるかどうかは、その有価証券の売買取引が証券取引所 (証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下 2 - 3 - 29 において同じ。)において最も活発に行われているかどうかにより判定する。この場合、証券取引所において最も活発に行われているかどうか明らかでないものは、原則として、我が国における売買取引の状況により判定するものとするが、その有価証券が証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものにおいて実際に取得されたものであるときは、同号に掲げる有価証券として取り扱って差し支えない。

- (2)
- (3)
- (4)

(その他のデリバティブ取引の範囲)

2 - 3 - 35 規則第 27 条の 7 第 1 項第 20 号.....
(1)

- (2)

改 正 後	改 正 前
<p>(3)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>.....<u>規則第 27 条の 7 第 1 項第 1 号から第 6 号まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(受渡決済見込取引)</p> <p>2 - 3 - 36</p> <p>(注) <u>規則第 27 条の 7 第 1 項第 2 号</u>.....</p> <p>.....「<u>銀行法施行規則第 13 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号</u>」.....</p> <p>.....</p> <p>(金利スワップ取引等の特例処理)</p> <p>2 - 3 - 38</p> <p>(1) <u>スワップ取引等 (規則第 27 条の 7 第 1 項第 1 号(デリバティブ取引の範囲等) に掲げる取引のうち金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号若しくは第 4 号又は同条第 22 項第 3 号から第 5 号までに掲げる取引をいう。以下 2 - 3 - 38 において同じ。)</u>.....<u>規則第 27 条の 7 第 2 項第 3 号</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>(3)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>.....<u>規則第 27 条の 7 第 1 項第 1 号から第 19 号まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p><u>4 いわゆるウェザー・デリバティブ取引 (気温その他の気候の変動に係る数値を基礎数値とする取引をいう。) 及びカタストロフィック・デリバティブ取引 (地震その他の災害の発生に係る数値を基礎数値とする取引をいう。) は、「その他のデリバティブ取引」に該当する。</u></p> <p>(受渡決済見込取引)</p> <p>2 - 3 - 36</p> <p>(注) <u>規則第 27 条の 7 第 1 項第 5 号</u>.....</p> <p>.....「<u>銀行法施行規則第 13 条の 2 第 1 項第 5 号</u>」.....</p> <p>(金利スワップ取引等の特例処理)</p> <p>2 - 3 - 38</p> <p>(1) <u>スワップ取引等 (規則第 27 条の 7 第 1 項第 7 号(スワップ取引) に規定するスワップ取引及び同項第 8 号(オプション取引) に規定するオプション取引をいう。以下 2 - 3 - 38 において同じ。)</u>.....<u>同条第 2 項第 3 号</u>.....</p>

(2)

(3)

.....「前項第1号に掲げる取引(金融商品取引法第2条第21項第3号若しくは第4号又は同条第22項第3号から第5号までに掲げる取引に係る部分に限る。)」.....

(注)規則第27条の7第2項.....

(売建オプション取引等の取扱い)

2 - 3 - 47

.....規則第27条の7第1項第1号(デリバティブ取引の範囲等)に掲げる取引のうち金融商品取引法第2条第21項第3号又は同条第22項第3号若しくは第4号に掲げる取引及び規則第27条の7第1項第4号又は第5号に掲げる取引並びに同項第1号に掲げる取引のうち金融商品取引法第2条第22項第6号に掲げる取引又は規則第27条の7第1項第2号若しくは第3号に掲げる取引でオプション取引に類似する取引.....

(注)

第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

(棚卸資産の評価方法の選定等に係る取扱いの準用)

2 - 3 - 62 短期売買商品(法第61条第1項(短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入)に規定する短期売買商品をいう。以下2 - 3 - 65までにおいて同じ。)を保有する場合の当該短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法に係る次の規定の適用については、それぞれ次による。

(1) 令第118条の6第3項(短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続)の規定の適用に当たっては、5 - 2 - 12(評価方

(2)

(3)

.....「前項第7号及び第8号に掲げる取引」.....

(注)同項.....

(売建オプション取引等の取扱い)

2 - 3 - 47

.....規則第27条の7第1項第8号、第9号、第12号又は第16号(デリバティブ取引)に掲げるオプション取引及び同項第5号又は第6号の取引でオプション取引に類似する取引.....

(注)

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>法の選定単位の細分)の取扱い(事業所別の評価方法の選定に係る取扱いに限る。)を準用する。</u></p> <p><u>(2) 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法について変更承認申請書の提出があった場合における同条第5項の規定の適用に当たっては、5-2-13(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)の取扱いを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第9款 短期売買商品の時価評価損益</u></p> <p><u>(専担者売買商品の意義)</u></p> <p><u>2-3-63 令第118条の4第1号(短期売買商品の範囲)に規定する専担者売買商品とは、いわゆるトレーディング目的で取得した商品をいうのであるから、法人がトレーディング業務を日常的に遂行し得る人材によって設置した独立の専門部署(関係会社を含む。)により当該商品の売買がされている場合の当該商品がこれに当たることに留意する。</u></p> <p><u>(短期売買目的で取得したものである旨を表示したものの意義)</u></p> <p><u>2-3-64 令第118条の4第1号(短期売買商品の範囲)に規定する「短期売買目的で取得したものである旨を……帳簿書類に記載したもの(専担者売買商品を除く。)(以下2-3-64において「帳簿記載短期売買商品」という。)</u> <u>とは、法人が、規則第26条の7(短期売買商品に該当する旨の記載の方法)の規定に基づき、その取得の日において、その商品につき短期売買目的で取得した旨を短期売買商品に係る勘定科目により区分している場合の当該商品をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 短期的に売買し、又は大量に売買を行っていると思われる場合の商品であっても、同条の規定に基づき区分していないものは、帳簿記載短期売買商</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

品に該当しない。

(短期売買商品の気配相場)

2 - 3 - 65 短期売買商品に係る令第 118 条の 7 第 1 号(短期売買商品の時価評価金額)に規定する「最終の気配相場の価格」は、その日における最終の売り気配と買い気配の仲値とする。ただし、当該売り気配又は買い気配のいずれか一方のみが公表されている場合には、当該公表されている最終の売り気配又は買い気配とする。

(新 設)

六 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
(賦払の方法) 2 - 4 - 1 <u>法第 63 条第 6 項第 1 号</u>	(賦払の方法) 2 - 4 - 1 <u>法第 63 条第 5 項第 1 号</u>
(延払基準の適用がある資産の譲渡) 2 - 4 - 2 <u>同条第 6 項</u> (1) (2) (3)	(延払基準の適用がある資産の譲渡) 2 - 4 - 2 <u>同条第 5 項</u> (1) (2) (3)
(<u>売買があったものとされたリース取引</u>) 2 - 4 - 2 の 2 <u>賃貸人が受取リース料を賃貸料として収益の額に計上している場合において、法第 64 条の 2 第 1 項(リース取引に係る所得の金額の計算)の規定の適用によりリース資産(同項に規定するリース資産をいう。以下 2 - 4 - 2 の 2 において同じ。)の売買があったものとされたときは、賃貸人はその</u>	(新 設)